

誓約書兼同意書

私は、八代市空き家バンク活用促進補助金の交付申請に当たり、八代市空き家バンク活用促進補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に定める下記の補助対象者の要件を満たすこと及び要綱の規定を順守することを誓約します。

また、市長が要綱の規定に反すると認めた場合は、補助金の交付決定を取り消されても異議はありません。この場合において、既に交付を受けた補助金の全部又は一部について裏面のとおり返還することを誓約します。

記

（※物件登録者又は利用登録者の該当する□に☑チェックを入れて下さい。）

□物件登録者

（1）（不要物撤去の場合は、物件登録日又は）当該契約締結の日から次の期間を経過していないこと。

①不要物の撤去：1年以内 ②改修工事等：1年以内

（2）市税等を滞納していないこと。

（3）利用登録者と3親等以内の親族でないこと。

（4）補助金の額を確定した日から5年を経過する日までの間、補助金交付の目的に反していないかを確認するために市が必要な資料の提出を求めた場合に応じること。

□利用登録者

（1）当該契約締結の日から次の期間を経過していないこと。

①不要物の撤去：1年以内 ②改修工事等：1年以内 ③引越し：1年以内

（2）市税等を滞納していないこと。

（3）物件登録者と3親等以内の親族でないこと。

（4）補助金の額の確定の日から5年以上物件に定住する意思があること。

（5）補助金の額を確定した日から5年を経過する日までの間、補助金交付の目的に反していないかを確認するために市が必要な資料の提出を求めた場合に応じること。

（6）利用登録者が賃借物件について補助事業を実施し補助金の交付を申請する場合は、
（1）～（5）に加え、物件登録者（所有者）から補助金確定後5年以上の当該物件への定住に関する同意と事業実施の承諾が得られていること。

（提出先）八代市長

令和 年 月 日

住 所

氏 名

押印不要。住所・
氏名は自署して
ください。

(裏面)

返還を命じる補助金は、補助金の額の確定をした日から補助金の交付を取り消すまでの期間の区分に応じて、次の当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 1年以内 補助金確定額の全額
- (2) 1年を超え2年以内 補助金確定額の5分の4の額
- (3) 2年を超え3年以内 補助金確定額の5分の3の額
- (4) 3年を超え4年以内 補助金確定額の5分の2の額
- (5) 4年を超え5年以内 補助金確定額の5分の1の額